



全国漁業就業者確保育成センターが、漁業メッセンジャー「ザ・漁師's (リョーシーズ)」を結成
(平成20年5月30日)

CONTENTS

| | |
|-------------------------------|------------|
| ○第19回海区漁業調整委員会委員の選挙について | 2 |
| | 資源管理部沿岸沖合課 |
| ○漁業メッセンジャー「ザ・漁師's」結成! | 4 |
| | 漁政部企画課 |
| ○水産庁船舶による海洋調査について | 5 |
| | 増殖推進部漁場資源課 |
| 第28回全国豊かな海づくり大会の開催について | 7 |
| | 増殖推進部栽培養殖課 |
| 平成20年6月分のプレスリリース | 8 |

○第19回海区漁業調整委員会委員の選挙について

資源管理部沿岸沖合課

漁業調整委員会（海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会）は、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構として、我が国水産業の発展と秩序維持に大きな役割を果たしてきました。

今般、我が国の水産業漁村は、資源状況の悪化、漁業生産構造の脆弱化や燃油高騰など非常に厳しい状況にある一方、水産物の世界的需要の高まりなど、これまでにない情勢変化に直面しています。さらに、世界的な食料不足が懸念されているなかで、国民に対する安全な水産物の安定的な供給への期待が高まっています。

こうした情勢の中で、漁業調整委員会が果たす役割はより一層重要なものとなっています。海区漁業調整委員会の委員については、15名の委員のうち9名を公職選挙法に準じた漁業法に基づく選挙で選出し、その任期は4年となっています。本年は、4年に1度の選挙の年に該当し、本年7月31日（一部海区を除く。）に第19回海区漁業調整委員会委員の選挙が行われることとなっております。

この機会に、海区漁業調整委員会の制度及び委員の選挙についてご紹介させていただきます。

1 設置

漁業法は、その第1条において、「この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。」と規定しています。漁業調整委員会は、この「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構」に該当します。また、「漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図る」とは、漁業調整委員会が漁業調整に関する具体的な指示を行うほか、都道府県知事が定める漁業調整に関する命令等の事務を実質的に処理することによって、水面を総合的に利用し、漁業生産力の民主的発展を図ることを指すものです。

海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、海面（※1）について、農林水産大臣が定める64の海区（※2）ごとに都道府県に設置されている行政機関です（法第82条、第84条等）。

2 所掌事項

委員会の所掌事項は、「その設置された海区又は海域の区

域内における漁業に関する事項を処理する。」こととされています（法第83条）。主たるものとして、

- ① 免許の内容等の事前決定等、漁業権に関する事項について知事に対し意見を述べること
- ② 都道府県漁業調整規則の制定に当たって知事に意見を述べること
- ③ 漁業調整のために必要があると認めるとき、関係者に対し必要な指示をすること
- ④ 入漁権の設定、変更、消滅の裁定をすること

が挙げられます。この所掌事項は、漁業法による事項に限定されず、具体的な処理の範囲は非常に広範囲にわたります。委員会は、それらに関する事務を実質的に処理することによって、水面を総合的に利用し、漁業生産力の民主的発展を図るための役割を期待されています。

3 構成・議決

(1) 構成

委員会は、原則（※3）として、漁民委員9人、学識経験委員4人、公益代表委員2人の計15人で構成されます（法第85条第3項）。

(2) 議決

委員会の会議は、委員の過半数の出席により開催でき、公開され、議事は会議出席委員の過半数で決めます。また、その議事録は縦覧に供されます（法第101条）。

また、委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事件については、原則、議事にあずかれません（法第102条）。

4 委員選出等

(1) 漁民委員

漁民委員は、漁民の選挙権を有する者によって漁民の中から公選により選出されます（法第85条第3項第1号）。

漁民委員の選挙権及び被選挙権を有する者は、原則（※4）、次の要件に該当する者です（法第86条第1項）。

- ① 海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業所を有する者であり、かつ、
- ② 1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者であること（すなわち、漁業者又は漁業従事者であること）

なお、選挙権又は被選挙権を有する者には、法人も含ま

れます。また、20年未満の者については、選挙権及び被選挙権がありません。

(2) 学識経験委員及び公益代表委員

学識経験委員及び公益代表委員は、知事により選任されます（法第85条第3項第2号）。

これらの委員は、より公正な立場から委員会の機能を円滑に発揮させるために設けられたものです。学識経験委員には、漁業の研究者、漁村指導者、学者、その他学識経験者が望ましいとしています。また、公益代表委員は、漁業及び漁民のことを理解し、誠実に漁業と他の一般公益の調整を図り得る人格識見ある者を選ぶこととしています。なお、知事選任委員はその海区内に居住している必要はありません。

(3) 任期

委員の任期は4年です（法第98条第1項）。これは、委員としての専門性・継続性を持たせるためある程度の在任期間を確保するとともに、都道府県議会の議員の任期（4年）等を参考としています。

5 選挙の期日等

選挙の期日については、選挙啓発及び事務の効率化の観点から、全国的に統一して実施してきており、今回の選挙についてもその選挙期日を平成20年7月31日（木）とし、選挙期日の告示を7月22日（火）としています（一部例外あり）。

今回の選挙に当たっては、選挙啓発のため、総務省後援によるポスターを作成し、各都道府県に送付しました。また、これに先立ち、国民の皆様から今回の選挙の標語を本年3月14日から4月18日まで募集したところ、264点（有効応募総数）にも及び多数の応募があり、この中から審査委員による審査を経て「夢、未来、海を守るよ この1票」を標語と決定しました（表1）。応募していただきました方に感謝申し上げます。

表1 入選作品一覧

| | 入 選 作 品 |
|-----|-------------------|
| 一 席 | 夢、未来、海を守るよ この1票 |
| 次 席 | 投票しようぜ！！ 魚オー！！ |
| 次 席 | 投票します！海が魚が好きだから |
| 佳 作 | 浜の未来 信じて託す この一票 |
| 佳 作 | 選びます みんなの漁業 大きな未来 |
| 佳 作 | その一票 海の秩序を守ります |
| 佳 作 | この一票 漁業の未来を語るため |
| 佳 作 | 託します。豊かな海へのこの一票 |

6 選挙の実績

過去5回の選挙においては、毎回10～16海区について投票が行われてきました（表2）。第18回の選挙では、全海区の平均投票率が73%（表3）、最も高かった海区で90%となっており、委員会の委員選挙に対する有権者の意識は高いものとなっています。

表2 選挙日及び有投票海区数の推移（過去5回）

| | | |
|------|--------------|------|
| 第14回 | 昭和63年8月4日（木） | 16海区 |
| 第15回 | 平成4年8月6日（木） | 15海区 |
| 第16回 | 平成8年8月1日（木） | 16海区 |
| 第17回 | 平成12年8月3日（木） | 10海区 |
| 第18回 | 平成16年8月5日（木） | 14海区 |

※総海区数はいずれも66。

表3 第18回選挙の結果概要

| | |
|-----------|------------------|
| 有権者数 | 90,373人 |
| 投票総数 | 65,960票 |
| 全海区の平均投票率 | 73% |
| 立候補者数 | 546人（うち、当選者516人） |

7 最後に

以上のように、委員会は漁業調整のための重要な機関であり、委員の選挙に対する漁民の関心も非常に高いものとなっています。今回の選挙においても、投票を通じて、よ



り多くの漁民の意志が的確に漁業調整に反映されるよう期待したいと思います。

- ※1 大臣が指定する琵琶湖、霞ヶ浦等の湖沼を含む。
- ※2 原則として、1県1海区であるが、北海道には10海区、青森県には2海区置かれているなど例外がある。

※3 秋田海区等の小規模な海区については、漁民委員6人、学識経験委員3人、公益代表委員1人の計10人。

※4 知事は、その海区の特殊事情により、委員会の意見をきいて、特定の漁業について用件の範囲を拡張、限定できる(法第86条第2項)。

○漁業メッセンジャー「ザ・漁師's」結成！

漁政部企画課

水産庁では、近年の漁業就業者の減少・高齢化の進行に対応して、平成13年度以降、都市部の若者等を対象とした就業情報の提供、漁業の基礎知識が学べる講習会(座学・体験漁業)、漁業者との出会いの機会を創出する就業支援フェアや漁業現場での最長6カ月の長期研修など、経験ゼロからでも就業できる施策を講じています。

今年度よりこの施策を主体的に運営している全国漁業就業者確保育成センター(社団法人大日本水産会内)が、新規就業者対策の一環として、漁業メッセンジャー「ザ・漁師's(リョーシーズ)」を5月30日に結成しました。そして、翌日の31日には「漁業就業支援フェア2008東京会場」にて記者会見を行い、マスメディアの注目を集めたところです。

この漁業メッセンジャー「ザ・漁師's」は、漁師に転職して成功した4名(男性3名、女性1名)で構成されています。

ミッションは、全国主要都市で開催される「漁業就業支援フェア」等を中心に、漁業就業希望者の裾野を広げ、漁業・漁村の魅力や漁業ビジネスの醍醐味、ライフスタイルの楽しさ等を直接一般の方に伝えることです。

「ザ・漁師's」のメンバーについては、以下のとおりです。

まず、一人目は、三重県の熊野灘において約20人の仲間(平均年齢32.4才)をまとめ、定置網を営まれている、桑原清志(くわばら きよし)さん。



桑原さんは、商社マンから漁師に転職され、現在、新規就業者の確保や新しい生産方式を導入するなど漁業の活性化に積極的に取り組まれている、42才の若きチームリーダーです。



二人目は、愛知県で沖合底曳網を営まれる壁谷嘉人(かべや よしと)さんです。壁谷さんは、6年前に東京の広告代理店から漁師

に転職され、現在、漁業経営の改善を図るため、流通業を営む友人と連携して、漁獲物の流通改革に取り組まれている36才の漁業イノベーターです。

三人目は、京都府の琴引浜で定置網を営まれる、松尾省二(まつお しょうじ)さんです。松尾さんは、大阪で服飾販売や広告代



理店を経験後、漁師に転職され、現在、環境保全活動や海岸でのコンサート活動に積極的に参画する44才のエコ漁師です。



最後は、福井県の三国町で海女を実践される大井七世美(おおい なよみ)さんです。大井さんは、大手メーカーのOLから結婚を機にご主人とともに漁師に転職され、現在は、海女と趣味のサーフィンからサーフショップの仕事を兼ねるサーファー海女です。

漁業メッセンジャーが登場するのは漁業史上初めてのことです。また、転職して漁師になった経歴を持つ彼らだからこそ、漁業就業への的確なアドバイスや魅力を伝えることができると思います。

これからの漁業メッセンジャー「ザ・漁師's」の活動に注目して下さい。

○水産庁船舶による海洋調査について

増殖推進部漁場資源課

水産庁は、本庁に所属する開洋丸、照洋丸の2隻の漁業調査船により、魚介類の卵や稚魚の分布、魚群の密度、プランクトンの分布、海流や水温・塩分などを観測する資源調査等を実施しています。

これらの船舶は、例えば漁業協定等に基づいて行われる国際共同調査など、国としての国際貢献の立場を明確にする必要のある調査や、行政的なニーズを反映した緊急的な調査といった、国の主導により確実に実施することを主な目的とした調査を行っています。

このような目的を確実に達成できるよう、これらの船舶は、大型の漁業調査船として、1) 荒天時でも安定した航行が可能、2) 航続距離が長く、長期航海が可能、3) 高性能の観測機器を搭載、4) 多数の研究空間及び居住空間を持ち、船内で高度な研究が可能、などの優れた特徴を備えています。

以下に開洋丸、照洋丸の特徴、調査実績をご紹介します。(主要目、近年の調査実績等については、別表をご参照ください。)

1 開洋丸

(1) 目的・用途・基本性能

流氷域及び熱帯域を含む全ての海域において、各種調査機器と大型表中層トロール網により、水産生物の的確な資源調査、資源動向に影響を与える海洋環境調査等を行います。

ディーゼル機関及び推進電動機を有し、主機関等は防振支持されています。通常航行時やトロール作業時はディーゼル推進ですが、計量魚探等の音響調査時には電気推進により水中放射雑音の低減を図っています。

「開洋丸」



(2) 主な調査実績

ア. 冬期北太平洋のさけ・ます調査

優れた耐航性を活かした、悪天候の冬期北太平洋でのさけ・ます幼魚調査(H17年度他)は、ほとんど知られていなかった越冬期のさけ・ますの生態解明に大きく寄与したと国際的にも高く評価されています。

イ. 天皇海山トロール漁場調査

国連等において公海域におけるトロール漁業の規制が議論される中、北西太平洋公海域では、国際的な底魚漁業管理の構築が検討されています。

我が国としては、科学的知見に基づいた管理措置の策定を目指し、基礎データ収集のための海底環境調査(H18～20年度)を実施しています。

「中層トロール網による調査」



2 照洋丸

(1) 目的・用途・基本性能

はえ縄、流し網及び各種調査機器により、外洋域を中心

「照洋丸」



に浮魚類を中心とした水産生物資源及び海洋環境に関する調査を行います。

開洋丸と同様、ディーゼル機関及び推進電動機を有し、主機関等は防振支持されています。通常航行時にはディーゼル推進とし、はえ縄操業などの長時間の微速航行が必要な場合や、音響調査時には電気推進とすることで調査環境の向上を図っています。

また、フィンスタビライザー及びアンチローリングタンクといった減揺装置を装備し、耐航性を向上させています。

(2) 主な調査実績

ア. 東シナ海大型クラゲ分布調査

大型クラゲの発生源は、東シナ海および黄海と考えられていますが、その正確な位置、大量発生メカニズム、移動経路等については、未解明な部分が残されていることから、東シナ海において大型クラゲのモニタリング調査を実施しています（H18～20年度）。昨年の調査では、大型クラゲの出現が確認されたことから、迅速な情報提供等が行われました。

なお、本年の調査では幸い大型クラゲの出現は確認されませんでした（6月20日調査終了）。

イ. FADs周辺における小型まぐろ類の行動調査

まぐろまき網漁船が多用するFADs（人工浮魚礁、人工的に集魚する目的で作られる人工筏、ブイ等）操業では、小型まぐろ類が多く漁獲され、資源に及ぼす影響が懸念されています。このため、魚種別の選択漁獲の可能性について検討するため、FADsの周辺において、釣獲された魚にピンガー（発信機）をとりつけ、再放流して追跡したり、水中カメラで魚群を撮影したりするなど、小型まぐろ類の

魚種別・魚体サイズ別の遊泳水深や群れ行動に関する基礎的データを収集しました（H17年度）。

「大形ネットによるサンプリング」



開洋丸 主要目

| | | | |
|--------|-----------|------------|-----------|
| 長さ(全長) | 93.01メートル | 所属 | 水産庁 |
| 幅(型) | 15.00メートル | 定けい港 | 東京 |
| 総トン数 | 2,630トン | 従業制限(航行区域) | 第三種(国際航海) |
| 国際総トン数 | 2,942トン | 竣工年月日 | 平成3年7月31日 |
| 最大搭載人員 | 65名 | 建造所 | 三井造船 |

照洋丸 主要目

| | | | |
|--------|-----------|------------|------------|
| 長さ(全長) | 87.60メートル | 所属 | 水産庁 |
| 幅(型) | 14.00メートル | 定けい港 | 東京 |
| 総トン数 | 2,214トン | 従業制限(航行区域) | 第三種(国際航海) |
| 国際総トン数 | 2,581トン | 竣工年月日 | 平成10年5月12日 |
| 最大搭載人員 | 49名 | 建造所 | 日本鋼管 |

開洋丸・照洋丸の近年の調査実績及び本年度の予定

| 年度 | 開洋丸 調査 | 照洋丸 調査 |
|------|--|--|
| 20年度 | スケトウダラ稚魚餌料環境調査 ニホンウナギの資源生態調査 天皇海山トロール漁場環境調査 表中層トロールによるサンマ産卵親魚調査 | 東シナ海大型クラゲ分布調査 日本海ズワイガニ幼生分布調査 黒潮統流周辺海域におけるメカニズム解明調査 西部太平洋熱帯域におけるピンナガ産卵親魚調査 混合域低次生産・動向要因調査 |
| 19年度 | 天皇海山トロール漁場環境調査 大型クラゲモニタリングおよび駆除調査 日本・ペルー共同アメリカオアカイカ資源生物学調査 | 東シナ海における大型クラゲ分布調査 インド洋北部海域におけるマグロ類資源調査 ペルー政府との国際共同調査 |
| 18年度 | さけ・ます資源生態調査 天皇海山トロール漁場環境調査 クラゲモニタリング及び駆除調査 表中層トロールと計量魚探による小型浮魚類資源量調査 表中層トロールによるサンマ産卵親魚調査 | 東シナ海・日本海西部における大型クラゲ分布調査 中西部北太平洋におけるメバチおよびカジキ類の行動・回遊調査 マグロ類等の広域性浮魚類資源変動のキーエリアにおける海洋構造調査 |
| 17年度 | 南西大西洋若齢マツイカ加入量調査 冬期さけ・ます幼魚調査 | 中部太平洋熱帯域で利用されるFADs周辺における小型まぐろ類の行動調査 中西部太平洋におけるかつお・まぐろ類の資源・環境調査 |

第28回全国豊かな海づくり大会の開催について

増殖推進部栽培養殖課

全国豊かな海づくり大会は、魚食国である日本の食卓に、安全安心な水産食料を届けるために、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、明日の我が国漁業の振興と発展をはかることを目的として開催されています。大会は、昭和56年に第1回大会が大分県で開催されて以来、毎年各地で開催されており、天皇皇后両陛下には皇太子・同妃殿下時代から御臨席いただいております。

第28回目をむかえる今年は、9月6日（土）から7日（日）にかけて、新潟県新潟市の朱鷺メッセを会場に、式典行事のほか海～川～里～森のつながりを感じられる体験教室、新潟の海の幸や県内各地の特色あるメニューの販売などを行い、県内外からの多くの来場者が新潟の海のすばらしさを感じられるような内容を予定しています。

また、新潟大会では、海だけでなく、豊かな海へとつづく川、里、森の環境を未来へつなげるために行動する人を「守り人（もりびと）」と呼び、大会をとおして守り人の「わ」を広げる活動を推進しており、海の自然環境が抱える問題や水産業の現状について、楽しみながら理解を深めてもらうとともに、豊かな海を未来へ引き継いでいくために、一人ひとりができることを考え、実践する大会を目指しています。

この海をまもること。
わたしたちが
明日の地球にできること。

生きている 生かされている この海に

第28回 全国豊かな海づくり大会 にいがた大会

日時 平成20年 9/6 SAT・7 SUN 会場 新潟 朱鷺メッセ

主催 豊かな海づくり大会準備委員会 第28回全国豊かな海づくり大会新潟実行委員会
 協賛 新潟県 新潟市
 問い合わせ先 第28回全国豊かな海づくり大会新潟実行委員会事務局
 〒950-8570 新潟県新潟市中央区万代島4番地1 TEL: 025-280-5978 FAX: 025-280-5971
<http://www.wanoumi.net/> E-mail: yutakanoumi@pref.niigata.lg.jp

新潟県 新潟市

100

第28回全国豊かな海づくり大会

期 日 平成20年9月6日（土）・7日（日）

会 場 朱鷺メッセ（新潟市中央区万代島）

問合せ 第28回全国豊かな海づくり大会新潟実行委員会事務局
 （新潟県庁内）TEL 025-280-5978

ホームページ <http://www.wanoumi.net/>

| 発表年月日 | 発表事項名 | 担当課 |
|----------|---|-------|
| H20.6.3 | 水産政策審議会第37回資源管理分科会の開催について | 漁政課 |
| H20.6.3 | 日・ペルー漁業協議の結果について | 国際課 |
| H20.6.4 | 「第1回ライフジャケット着用推進ガイドライン研究会」の開催及び一般傍聴について | 企画課 |
| H20.6.5 | ビジネスマッチングフェア2008の開催について | 企画課 |
| H20.6.5 | 第19回海区漁業調整委員会選挙の標語の決定について | 沿岸沖合課 |
| H20.6.6 | インド洋まぐろ類委員会（IOTC）第12回年次会合の開催について | 国際課 |
| H20.6.6 | 第3回遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会の開催について | 沿岸沖合課 |
| H20.6.6 | 第2期北西太平洋鯨類捕獲調査船団の出港について（沖合調査） | 遠洋課 |
| H20.6.6 | 「第2回環境・生態系保全活動支援制度検討会」の開催及び一般傍聴について | 企画課 |
| H20.6.10 | 水産政策審議会第37回資源管理分科会の結果について | 漁政課 |
| H20.6.12 | インド洋まぐろ類委員会（IOTC）第12回年次会合の結果について | 国際課 |
| H20.6.16 | 第11回日韓漁業共同委員会第2回課長級協議の開催について | 国際課 |
| H20.6.16 | 平成20年2月の日本海高波浪に関する技術検討委員会（第3回）の開催について | 整備課 |
| H20.6.17 | 第2回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会の開催について | 管理課 |
| H20.6.17 | 全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）年次会合の開催について | 国際課 |
| H20.6.20 | 平成20年度カツオ長期来遊資源動向予測（6月～11月） | 漁場資源課 |
| H20.6.20 | 水産庁漁業調査船開洋丸による天皇海山海域におけるトロール漁場環境調査の実施について | 漁場資源課 |
| H20.6.20 | 韓国はえ縄漁船の拿捕について | 管理課 |
| H20.6.20 | 第3回遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会の結果概要について | 沿岸沖合課 |
| H20.6.20 | 谷川農林水産大臣政務官の海外出張について | 遠洋課 |
| H20.6.20 | 国際捕鯨委員会（IWC）第60回年次会合について | 遠洋課 |
| H20.6.23 | 第11回日韓漁業共同委員会第2回課長級協議の結果について | 国際課 |
| H20.6.24 | 第11回日韓環境保護協力合同委員会の結果概要（放置・廃棄漁具関係）について | 国際課 |
| H20.6.25 | 韓国はえ縄漁船の拿捕について | 管理課 |
| H20.6.27 | 第1回海洋立国推進功労者表彰の受賞者決定について | 企画課 |
| H20.6.28 | 第60回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合の結果について | 遠洋課 |
| H20.6.28 | 全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）年次会合の結果について | 国際課 |

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111（内線6505）
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>